

# 自営業者等を被扶養者にする時の取扱いについて

トピー健康保険組合

令和5年3月1日より、自営業者等を被扶養者として認定する際の取扱いが次のように変わりました。

## (1) 自営業者の収入について

健康保険における自営業者の収入は、「総収入金額から必要最小限の直接的必要経費(※)を差し引いた額」となっています。また、経営状況の悪化等、収入減少が一時的なものであれば扶養認定できません。

※ 直接的必要経費とは、その費用がなければ事業が成り立たない経費（原材料費等）で必要最小限のものに限られます。

$$\text{自営業収入} - \text{当健保が認める直接的必要経費} = \text{年間収入}$$

※ 被扶養者認定の収入要件は年間収入が130万円未満（60歳以上・障害年金受給者は180万円未満）かつ、被保険者の収入の2分の1未満です。

## (2) 当組合が認める直接的必要経費

トピー健康保険組合では、直接的必要経費を、確定申告時の「収支内訳書」の一般所得・農業所得・不動産所得別に定めています。

認定の可否	内容
○	直接的必要経費として認める経費
△	条件付きで直接的経費として認める経費（直接的必要経費申告書を提出し、認められた場合）
×	直接的必要経費として認めない経費
/	従業員(身内を含む)の雇用があり、給料賃金を支払った場合は、社会通念上、従業員に対して社会的責任を果たすべき立場にあり、自らが被扶養者として被保険者に生計維持されている立場とは認められないため、扶養認定対象にはなりません。

一般所得		農業所得		不動産所得	
科目名	認定の可否	科目名	認定の可否	科目名	認定の可否
売上(仕入)原価	○	雇入費	/	給与賃金	/
給与賃金	/	小作料・貸借料	△	減価償却費	×
外注工賃	△	減価償却費	×	貸倒金	×
減価償却費	×	貸倒金	×	地代家賃	○
貸倒金	×	利子割引料	×	借入金利子	○
地代家賃	△	租税公課	×	租税公課	×
利子割引料	×	種苗費	○	損害保険料	×
租税公課	×	素畜費	○	修繕費	×
荷造運賃	△	肥料費	○	雑費	×
水道光熱費	△	飼料費	○	専従者給与・専従者控除	/
旅費交通費	△	農具費	△	青色申告特別控除	×
通信費	△	農業衛生費	△		
広告宣伝費	×	諸材料費	△		
接待交際費	×	修繕費	×		
損害保険料	×	動力光熱費	△		
修繕費	×	作業用医療費	△		
消耗品費	×	農業共済掛金	×		
福利厚生費	×	荷造運賃手数料	×		
雑費	×	土地改良費	×		
専従者給与・専従者控除	/	雑費	×		
青色申告特別控除	×	専従者給与・専従者控除	/		
		青色申告特別控除	×		